

多面的機能支払交付金の活動組織との連携についての手引き【要約版】(案)

～土地改良区で活躍されている皆様へ～

地域の将来に向けて、連携を検討してみませんか？

1 多面的機能支払交付金の概要

(1) 多面的機能支払交付金とは

○全国各地で、農地・水・環境の保全向上に向け、多くの人達が多面的機能支払活動に取り組んでいます。

多面的機能支払交付金とは、国、都道府県及び市町村が予算を出し合い、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の農地の維持に係る活動などを行う、農業者等で構成される活動組織^{※注}に対して、活動面積等に応じて助成を行う仕組みです。（※注 土地改良区も構成員になることができます。）

現在、全国で26,000を超える活動組織によって、230万haを超える農地を対象に多面的機能支払活動が行われており（全国の農地の56%をカバー）、我が国の農業・農村を守るために欠かせないものとなっています。

皆様の土地改良区の管内でも、多面的機能支払活動が行われているのではないのでしょうか？



交付単価（円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1、2、3	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1、2、3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,400	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

注) 5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用。 ※1：②③は、①と併せて取り組むことが必要。 ※2：①②と合わせて③に取り組む場合、②に75%単価を適用。 ※3：③において直営施工を行わない場合は5/6単価を適用。

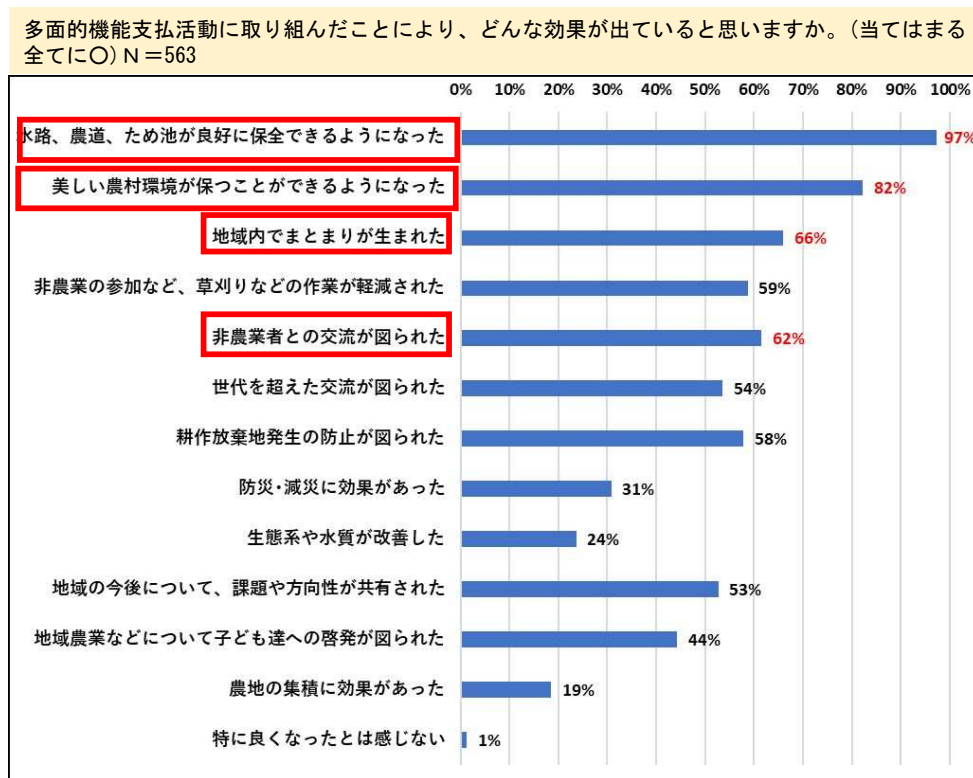
(2) 多面的機能支払活動の効果

○多面的機能支払活動によって、皆様の土地改良区の管内の支線水路なども保全管理されていませんか？

アンケートによると、多面的機能支払活動に取り組むことにより、「水路、農道、ため池が良好に保全できるようになった」、「美しい農村環境を保つことができるようになった」、「地域内でまとまりが生まれた」、「非農業者との交流が図られた」などの意見が多く寄せられています。

また、多面的機能支払活動のカバー率が高いほど、①農業生産活動が活発、②地域コミュニティが活発（集落内の寄り合いの開催回数が多い）、③担い手への農地利用集積割合が高い、といったデータもあります。

多面的機能支払活動によって、支線・末端水路等の保全管理が継続され、ひいては地域の農業やコミュニティが維持されていることで、土地改良区が行う施設の管理等の業務や、土地改良区の運営そのものに対しても、直接的又は間接的にたくさんの良い影響を及ぼしています。



多面的機能支払活動の効果（アンケート結果）

(資料:令和4年度多面的機能支払交付金 農業関係団体や教育機関等との連携に関する調査(全土連))

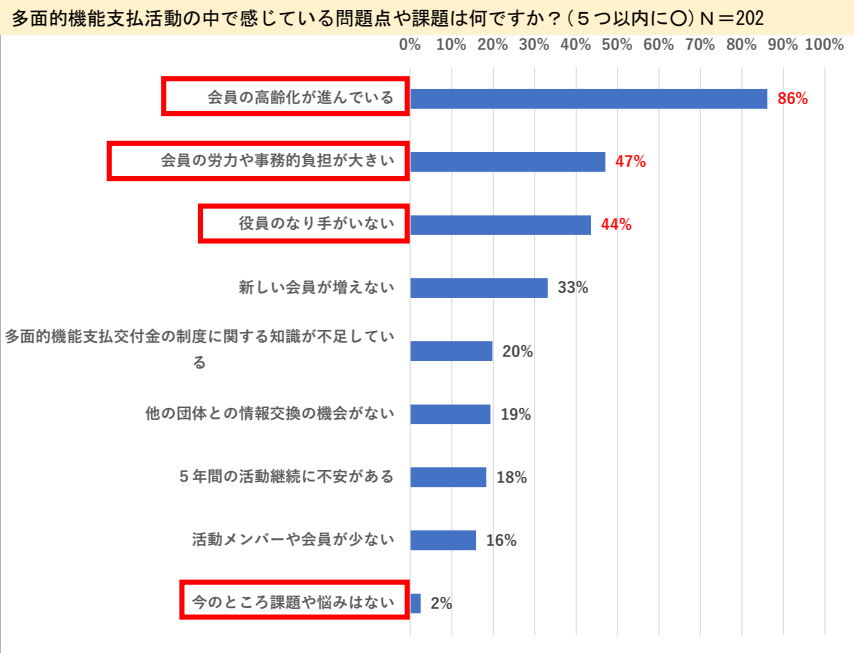
(3) 活動組織が抱える課題

○多面的機能支払の活動組織の多くが、活動継続に当たって課題を抱えています。地域の未来のため、活動を続けていっていただくことはできないでしょうか？

近年、全国的に高齢化や人口減少が進んでいます。このような中、特に、役員や事務処理を担当する人材の余力等が少ない小規模な活動組織では、多面的機能支払活動を取り止めてしまうケースも見られます。

アンケートによると、「今のところ問題はない」と答えた活動組織は、わずか2%です。逆に言えば、98%もの活動組織が、「役員の高齢化が進んでいる」、「事務負担が多い」、「役員のなり手がいない」等の課題を抱えています。

多面的機能支払活動は、土地改良区が送水した農業用水がトラブルなく農地に届くようにするためにも重要な役割を果たしています。取り止めてしまうと、交付金ももらえなくなり、状況は悪化の一途をたどるおそれがあります。**地域の未来のため、農業や地域コミュニティが維持されていくためにも、活動を続けていっていただくことができないでしょうか。**



活動組織が抱える課題（アンケート結果）

（資料：令和3年度多面的機能支払交付金における推進体制強化に係るアンケート調査（全土連））

2 活動組織との連携のメリット

- 多面的機能支払の活動組織と、皆様の土地改良区との連携を検討してみませんか？
- 双方にとって、Win-Winの関係を構築することが期待できます。

(1) 活動組織との連携

多面的機能支払の活動組織と土地改良区の活動範囲は重なるところもあるため、両者が連携して協力することで、お互いが不足する点を補うことができますようになります。

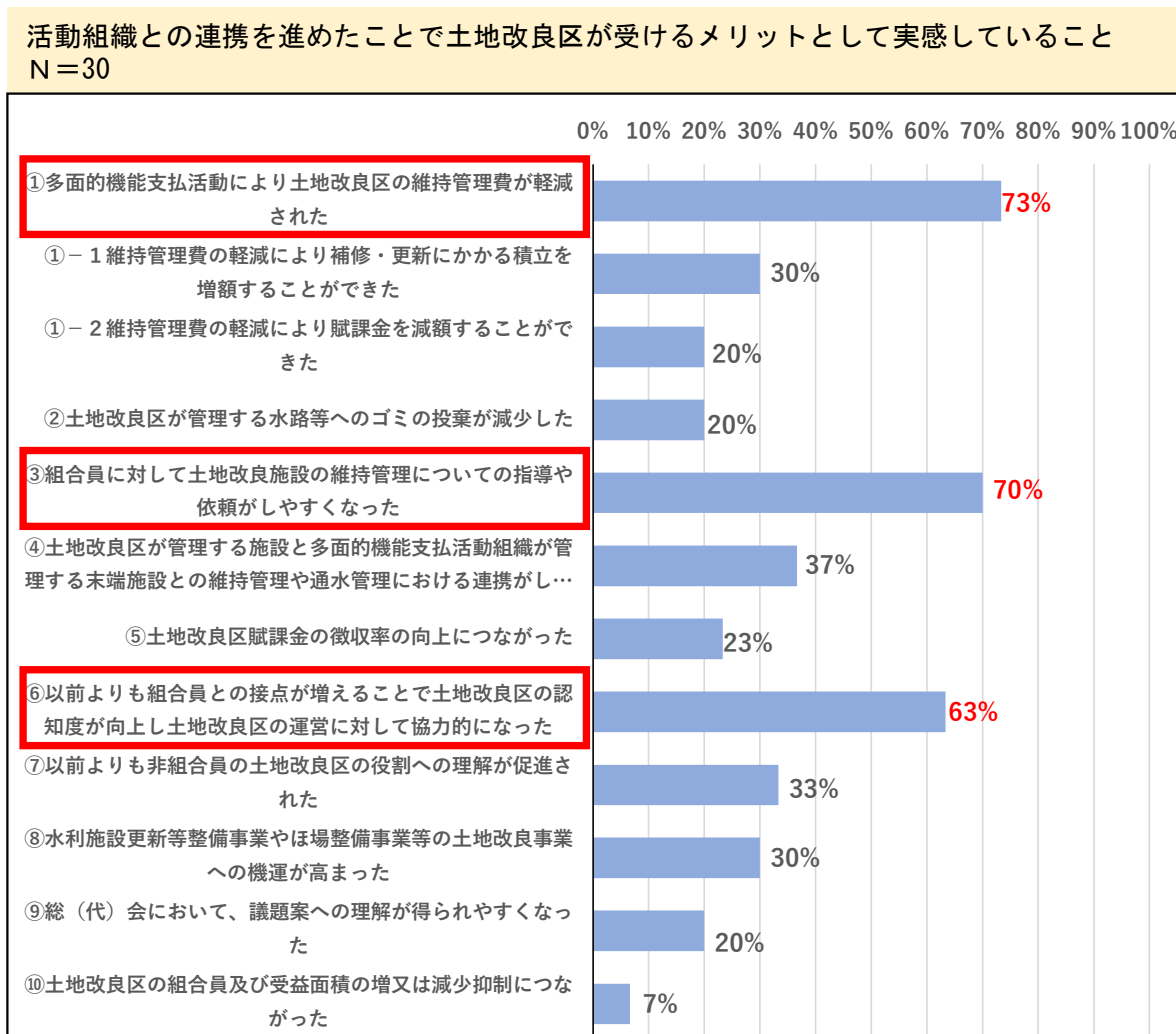


土地改良区は、活動組織（地域の方々）との情報共有等が進むため、配水や水路の維持管理などの土地改良区の業務に理解や協力を得やすくなります。

活動組織は、例えば、土地改良区へ事務委託を行うことにより、事務処理負担が軽減され、活動に専念できるようになります。

(2) 土地改良区のメリット

活動組織と連携している土地改良区に対して行ったアンケートでも、連携している土地改良区の多くは、様々なメリットを感じていると回答しています。



(3) 活動組織のメリット

活動組織としても、土地改良区と連携して、土地改良区への事務の委託等を進めていくことにより、以下のような効果が期待でき、高齢化や人口減少の中でも、活動を継続していくことができるようになります。

- ① 活動組織内の特定の人物に集中していた事務処理等の負担が大幅に軽減されます。
- ② 技術的な課題についても土地改良区の協力を得やすくなり、工事発注など、技術力や経験を有する業務の遂行が容易となります。

3 活動組織との連携の主なパターン

○地域の実情に応じた取り組みやすい方法で、まずは連携を検討してみませんか？

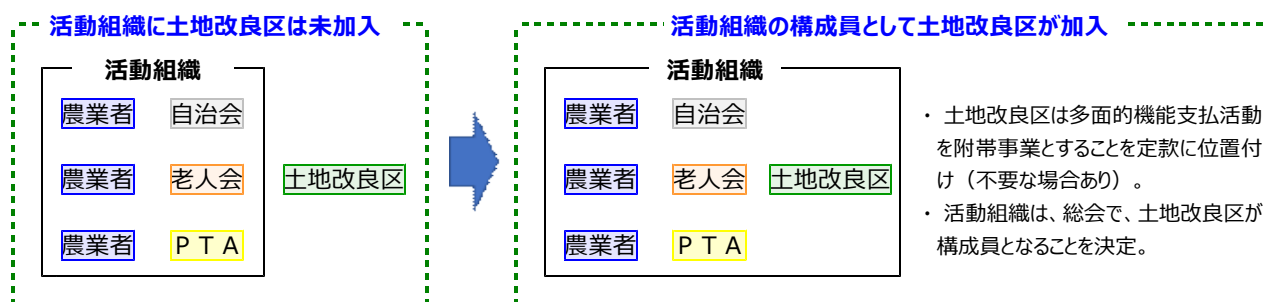
連携の方法には、いくつかのパターンがあります。連携の目的は、土地改良区と活動組織の双方が、お互いに無理なく活動をやりやすくしていくことです。どのパターンが正解というわけではなく、地域の実情や、それぞれの意向を踏まえて、選択・対応していくべきです。

まずは土地改良区が活動組織の構成員となってみるなど、取り組みやすいことから始め、お互いに実情がよく分かってくるまで、土地改良区が活動組織の事務を受託するようにするなど、段階的に連携を深めていくことも重要な視点です。

(1) パターン1（土地改良区が活動組織の構成員となるパターン）

	メリット	その他
パターン1 土地改良区が活動組織の構成員となる	活動組織の総会や普段の活動に、土地改良区の役職員が参加することになります。その過程で、活動組織と土地改良区の間で相互の情報共有を図ることができます。	土地改良区が構成員になるだけでは、活動組織の事務の軽減には直接的にはつながりません。しかし、連携の第一歩であり、その後のステップアップの基礎になると考えられます。

(イメージ)



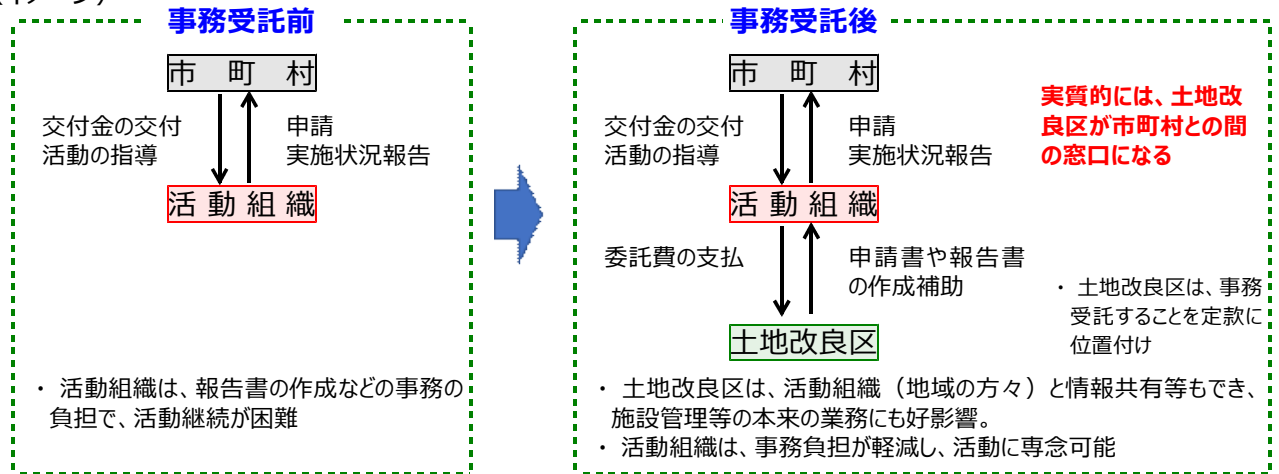
(2) パターン2（土地改良区の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理するパターン）

	メリット	その他
パターン2 土地改良区の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理する	土地改良区も活動組織も、組織としては特段の手續を要しません。ただし、活動組織が日当支払に係る処理をすることは必要です。	比較的手軽と考えられますが、組織間の連携ではなく、属人的な対応（≒アルバイト）であるため、制度的な安定性に欠けます。

(3) パターン3（土地改良区が活動組織の事務を受託するパターン）

	メリット	その他
パターン3 土地改良区が活動組織の事務を受託する	活動組織の事務労力が安定的に軽減できます。土地改良区としても、受託料としての収入を得て安定的に事務を行うことができます。	土地改良区と活動組織との連携の基本形と言えます。当該事務を土地改良区の附帯事業として定款に位置付ける必要があります。

(イメージ)



※ 事務を受託する内容（例）は、事業の管理に係るものとして、①実施状況報告書の作成、②年度活動計画の策定、③作業日報の作成、④作業写真整理などが、会計処理に係るものとしては、①証拠書類、②金銭出納簿作成、③備品管理台帳作成、④外部委託に係る契約書類の作成などがあります。

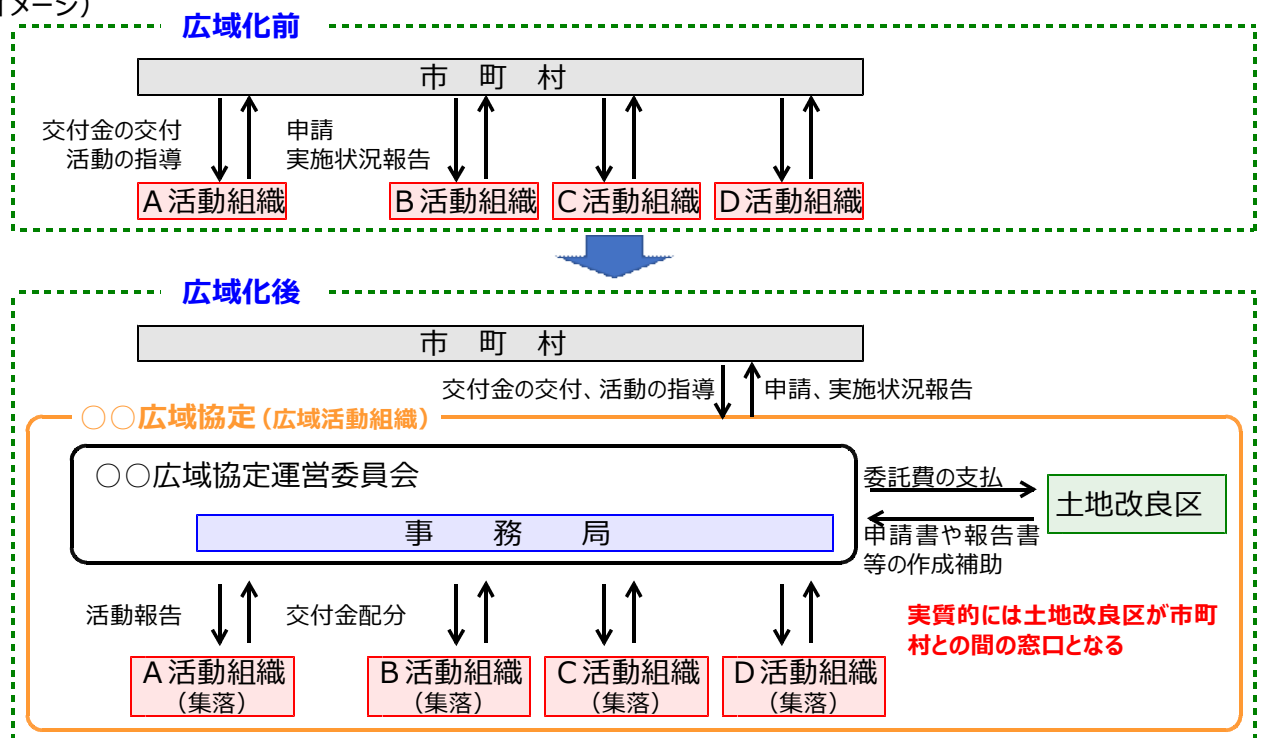
(4) パターン4（活動組織が広域化し、土地改良区が事務を受託するパターン）

	メリット	その他
パターン4 活動組織が広域化し、土地改良区が事務を受託する	パターン3のメリットに加えて、広域化した活動組織の事務を受託するため、より安定した収入となり、例えば専任の職員を採用できるようになります。	パターン3と概ね同様ですが、広域協定事務局機能のどこまでを土地改良区に委託するかなど、対応は地域ごとに様々です。

※ 広域化により、以下のとおり、多面的機能支払活動も一層やりやすくなります。

- ① 事務委託の他にも、工事発注、資材や物品の購入等をまとめて行うことで、経費を節減できます。
- ② 活動組織間の連携により、施設の長寿命化のための活動において優先度の高い施設への予算の重点配分や、資機材、人材、技術力の融通が可能となります。

(イメージ)



(5) パターン5（活動組織が土地改良区の「施設管理准組合員」となるパターン）

	メリット	その他
パターン5 活動組織が土地改良区の「施設管理准組合員」となる	土地改良区の総(代)会で、活動組織が意見を述べることで、連携が制度的に、一層安定したものとなります。土地改良区も活動組織に施設管理についての協力等を得られやすくなります。	活動組織から土地改良区への事務委託とセットで行うことにより、相互の連携が一層強固なものとなります。

施設管理准組合員とは？

土地改良法では、土地改良区が、定款で定めるところにより、一定の条件を満たす多面的機能支払活動の活動組織等を、施設管理准組合員とすることができることになっています。

土地改良区は、施設管理准組合員となった活動組織に対して、土地改良施設への管理への協力を求めることができるようになります（同法第36条の2）。また、施設管理准組合員は、土地改良区の総(代)会に出席して意見を述べるようになります（同法第32条第4項）。

4 連携までの基本的な流れ

～土地改良区が活動組織の事務を受託する場合（上記のパターン3の場合）～

一般的には下記の①～⑤の順に進めていくことになります。

① 連携の方向性の話し合い

市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局の助言等も得ながら、連携の方向性（連携方法や連携内容の概要）を話し合いによって決めていきます。

話し合いの過程で、近隣の先進地の視察や、先進地の中心人物からの講話を組み込んだりすると、関係者の理解が進みやすいと考えられます。

土地改良区のエリアに複数の活動組織が存在する場合、活動組織の広域化も合わせて検討することにより、スケールメリット等の効果も生まれることが想定され、活動組織と土地改良区双方に有益と考えられます。その際、休止した活動組織やまだ活動に取り組んでいない集落がある場合、できればそれらの集落にも声を掛け、活動の再開等を促すことも望まれます。



② 土地改良区総(代)会での定款変更（土地改良区側での手続）

多面的機能支払活動やその事務受託を、土地改良区の附帯事業として実施することを土地改良区の定款に位置付けます。活動対象とする施設（土地改良区が行う管理事業との関係度）によって、定款への位置付け方が変わる場合がありますので、定款を認可する都道府県から指導・助言を得ながら対応します。

連携を一層強固なものとするため、施設管理准組合員制度の適用も検討するとよいでしょう。



③ 土地改良区が活動組織の構成員に加入するための承認（活動組織側での手続）

活動組織の総会で、土地改良区を構成員にすることを承認を得ます。その際、連携方法や連携内容の概要についても総会で議論し、承認を得ておく方がよいでしょう。



④ 事務委託等の詳細についての協議

活動組織と土地改良区の事務局同士で、連携の詳細、つまり、受委託の対象となる事務の範囲、対象となる施設、費用、責任の所在などを話し合い、契約書や協議書として明確化します。



⑤ 活動組織と土地改良区等との連携の開始

連携を開始します。連携を開始してからも、地域を取りまく環境は常に変化します。実際に取り組んでみて改良すべき点等があれば、必要に応じて随時見直しを行い、連携を一層強固かつお互いにメリットのあるものに成長させていくことが重要です。見直しを行う場合には、活動組織の広域化や施設管理准組合員(土地改良区の場合)といったことも、取り組んでいない場合、視野に入れるとよいと思われます。

5 よくある質問

Q1 活動組織から受託する事務の具体的な内容は、どのように決めたらよいですか。受託してはならない事務など、注意すべきことはありますか。

土地改良区や活動組織の状況により、事務受託する内容は様々であると考えられます。活動組織と土地改良区等がお互いに話し合いを重ねて決めていくことが重要です。事務受託してはいけない事務は特にありません。

Q2 事務を受託する場合の金額は、どのように決めたらよいですか。一般的な歩掛りなどはありますか。

地域の実情により受託内容や単価は様々であることから、一般的な歩掛りは定められていません。

事務受託の内容にもよりますが、活動組織においてこれまで当該事務作業に要している実績の時間数(人工)や土地改良区職員の人件費単価、又は近隣地区の事例等を基に、話し合いで決定しているケースが一般的です。

令和5年度に全土連が実施した、土地改良区等に事務委託をしている全国の活動組織に対する調査(N=135)の結果を示すと、委託金額の中央値は交付金額の7.4%であり、最小は0%(無料で受託)の地区から最大は20%超の地区まで*、地域の実情に応じて広範に分布していました。

※ 割合が0%の地区は、中山間地域等直接支払の事務局(受託契約)をしているので、多面支払についての事務は無料でサービスしているといった事情のある例です。

Q3 事務の受託を行うと、デメリットもあるのではないですか。それらには、どのように対処したらよいですか。

事務を受託することによって、①年度末などの繁忙期に人員が不足する、②技術指導や行政組織との仲介を依頼されることによる負担感が増加する、といった意見があります。

土地改良区の規模や状況は様々であることから、事務受託を行うに当たり、事務局の体制や実施している業務の量を踏まえ、対応可能な範囲(受託費用も含め)を、活動組織とお互いによく検討・調整することが重要です。

その際、最初から全てを完全に調整するのは難しいので、まずは、できる範囲で(暫定的に)取組を開始してみて、その後の状況を踏まえながら、受託内容や受託金額の再調整、事務受託する活動組織の追加(又は活動組織の広域化)などを行い、ステップアップしていくという視点も重要と考えられます。